

## 会 議 録

会 議 名	東松山市学校給食運営委員会					
開 催 日 時	令和7年2月6日(木)			開 会	午後4時00分	
				閉 会	午後4時30分	
開 催 場 所	松山市民活動センター 2階 大会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1)令和7年度学校給食運営委員の選定について (2)令和7年度学校給食実施計画（案）について (3)令和7年度学校給食用物資納入業者の選定について (4)学校給食調理業務等の委託について 4 その他 5 閉会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数	1名		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	委員長	梶野義明	出	委員	櫻本里佳	欠
	副委員長	栗原瑞穂	出	委員	吉原香穂莉	出
	委員	野口高志	出	委員	張 虹	出
	委員	松崎努	欠	委員	鈴木のぞみ	出
	委員	柴口弘子	出	委員	山田香織	出
	委員	関口千鶴	出	委員	福田千賀雄	出
	委員	小柳悠記子	欠	委員	河野喜男	出
	委員	小熊亜希子	出	委員	岩崎文之	欠
	委員	寺田陽子	出	委員	荒井和子	出
事 務 局	学校教育部部长 高荷 和良			教育総務課長 橋本 光能		
	学校給食センター所長 須澤 理			栄養教諭 田村 はるみ		
	栄養教諭 佐藤 舞実			学校給食センター主任 大塚 勝仁		

次 第	顛 末
1 開 会	須澤所長
2 挨 拶	<p>○梶野委員長から挨拶</p> <p>○事務局：須澤所長</p> <p>それでは、東松山市学校給食運営委員会条例第6条により委員長による進行をお願いします。</p> <p>○議長</p> <p>議事に入る前に、会議の公開及び会議録について事務局より説明をお願いします。</p> <p>○事務局：須澤所長</p> <p>会議の公開については、東松山市情報公開条例の規定により、審議会は原則公開とし、会議録については、東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により会議録の確認及び署名をいただく2名の委員を長が指名することになっています。</p> <p>○議長</p> <p>今日の会議については、公開でよいかお諮りします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>○議長</p> <p>それでは、本日の会議を公開とします。事務局に確認しますが、会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> <p>○事務局：須澤所長</p> <p>2名の傍聴希望者がいらっしゃいます。</p> <p>○議長</p> <p>それでは、傍聴人の入室を案内してください。</p> <p>(傍聴人1名入室・事前に傍聴希望があった傍聴人1名は欠席)</p> <p>○議長</p> <p>次に、会議録署名人を関口委員と張委員をお願いします。</p> <p>(各委員 了承)</p> <p>○議長</p> <p>それでは、次第3の議事に移ります。事務局からの説明をお願いします。</p>

<p>3 議 事</p> <p>(1) 令和7年度学校給食運営委員の選定について</p> <p>(2) 令和7年度学校給食実施計画(案)について</p> <p>(3) 令和7年度学校給食用物資納入業者の選定について</p>	<p>○事務局：大塚主任 （議事(1)について説明（資料2ページ～4ページ））</p> <p>○議長 議事(1)について、ご意見・ご質問等ありますか。</p> <p>○議長 それでは、異議がないようですので承認することとします。次の議事の説明を事務局からお願いします。</p> <p>○事務局：大塚主任 （議事(2)について説明（資料5ページ））</p> <p>○議長 議事(2)について、ご意見・ご質問等ありますか。</p> <p>○議長 それでは、異議がないようですので承認することとします。次の議事の説明を事務局からお願いします。</p> <p>○事務局：大塚主任 （議事(3)について説明（資料6ページ～7ページ））</p> <p>○議長 議事(3)について、ご意見・ご質問等ありますか。</p> <p>○野口委員 業者の選定の数について、令和6年度と比較して増減はあるのでしょうか。</p> <p>○事務局：大塚主任 去年から業者は3者減り、増えた業者はありません。</p> <p>○野口委員 業者が減ったとのことですが、追加の募集の方策はありますか。</p> <p>○事務局：大塚主任 2年に1度の定期募集とは別に、市のホームページ上で案内を掲載し、納入業者の登録を随時募集しています。また、減少した業者は、学校給食の業務から撤退等した業者であり、大きな影響はないと考えております。</p>
---	---

<p>(4) 学校給食調理業務等の委託について</p>	<p>○福田委員 登録業者について、県外・県内など要領で所在地の決まりがあるのででしょうか。</p> <p>○事務局：大塚主任 納入業者の登録について所在地の決まりはありません。ただし、物資の購入に関する要領の中では市内業者を優先する内容が規定されています。</p> <p>○議長 議事(3)について、ほかにご意見・ご質問等ありますか。</p> <p>○議長 それでは、異議がないようですので承認することとします。次の議事の説明を事務局からお願いします。</p> <p>○事務局：大塚主任 (議事(4)について説明(資料8ページ))</p> <p>○議長 議事(4)について、ご意見・ご質問等ありますか。</p> <p>○福田委員 プロポーザル方式を用いて委託業者を選定するとのことですが、申し込みがなかった場合はどのように考えていますか。</p> <p>○事務局：須澤所長 申し込みがなかった場合は延期となります。</p> <p>○議長 他に質問などないようでしたら、本日の全ての議事を終了とさせていただきます。</p>
<p>4 その他</p>	<p>○事務局：橋本課長 牛乳アレルギー等に係る学校給食費の減額等に伴う学校の対応につきまして、減額を適用するためには学校給食飲用牛乳停止届と併せて管理指導票又は医師の診断書を、毎年度提出する必要があることとしておりました。しかし、保護者の費用負担に鑑みて、停止届を初回提出するときと中学校に進学する年度のみ診断書の提出を求める運用へと見直しましたので、報告いたします。</p>

